

「新たなごみの減量に向けた施策の主な Q & A」

ごみ袋

Q1 有料化はなぜ行うのか。

A1 西条市は県内他市と比較してごみが多くリサイクルが進んでいないなどの課題を解決するため、国も推進している有料化を行い、ごみの減量と資源化の取組を進めていきます。気候変動など地球環境が変化するなか、脱炭素に取り組む必要もあります。

Q2 自治会からごみ袋など配られていたのはどうなるのか。

A2 家庭系ごみ有料化の開始により自治会からの配布やハガキでの交換はなくなります。

Q3 ごみ袋と処理券はどこで販売店でも購入しても同じ金額なのか。

A3 同じ金額(税込み)で販売します。

Q4 配布済みのごみ袋の使用期限が2年はなぜか。

A4 ごみの減量に向けた施策の検討をしていただいた審議会から「新制度導入による市民の混乱を避けるため一定期間(2年間)使用できるよう検討すること。」という答申をいただきました。

本市としては、制度開始時の大量ごみ排出の懸念や新しいごみ袋の分散購入への対応が必要であると考え、市民の皆様が混乱せず、円滑な移行が図られるよう使用期間を答申の2年とさせていただきます。

Q5 有料化を実施すると、不法投棄や野焼きが増えないのか。

A5 有料化を実施している他市を参考に、監視パトロールや不法投棄防止看板の設置を行い、悪質な場合は警察と連携し、不法投棄者には厳しく対応したいと考えています。

粗大ごみ

Q6 今のごみステーションでの収集は続くのか。

A6 粗大ごみの収集は、令和5年4月1日から、受付によるご自宅前などの指定された収集場所での戸別収集に変更するため、ごみステーションでの収集はなくなります。

Q7 粗大ごみの戸別収集は、住宅の中まで取りにきてもらえるのか。

A7 市が指定するところ(自宅前など)までは、粗大ごみを出す人の責任として出してくださいになります。

Q8 処理券の貼り間違いなどによって、収集されなかった粗大ごみはどうなるのか。

A8 品目に応じた処理券や、受付されていない粗大ごみが出されているなどの場合は、違反ごみとして残されます。再度、申込みの手続きが必要になります。

拠点回収

Q9 資源ごみなど拠点回収場所は、夜間でも利用できるのか。

A9 それぞれの回収場所の開館時間内での回収を予定しています。夜間は対象のごみ以外のものを捨てられるなどの問題があるため利用できません。

Q10 今の資源ごみ回収は、続くのか。

A10 現在のごみステーションでの資源ごみの回収はそのままです。それに加えて新たに市役所や公民館で回収できるように拠点を設けます。ただし、回収品目について一部異なりますのでご確認のうえ、ご利用ください。